

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額について

平成 18 年度税制改正において、固定資産税に係る耐震改修特例措置が創設されました。この制度により、住宅に一定の耐震改修を行った場合、当該住宅（家屋）に係る固定資産税が減額されます。

1 減額の対象となる住宅の要件

- ① 昭和 57 年 1 月 1 日以前建築の住宅であること
- ② 令和 1 3 年 3 月 31 日までの間に費用が一戸当たり 50 万円超の耐震改修が行われたものであること
- ③ 現行耐震基準に適合した工事であることの証明がされたものであること

2 固定資産税の減額期間

耐震工事完了年の翌年度から 1 年度分
(要安全確認沿道建築物に該当する住宅は 2 年度分)

3 減額される額

住宅の床面積が 120 m ² 以下の場合	改修をした住宅の固定資産税額の 2 分の 1
住宅の床面積が 120 m ² 超の場合	改修をした住宅の床面積 120 m ² 分の固定資産税額の 2 分の 1

※都市計画税は減額されません。

4 申請方法

「固定資産税住宅耐震改修減額申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに**改修完了後 3 ヶ月以内**に柴田町役場税務課固定資産税班までご提出ください。

※必要書類

- ① 増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書
証明書の発行主体は地方公共団体、建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定住宅性能評価機関または指定確認検査機関です。実際に発行業務を行っているかどうか、また、手数料の額については事前にご確認願います。
- ② 工事領収書（上記の証明書に工事費の記載がある場合は不要です）
耐震改修工事にかかった費用が 50 万円超であることを確認する書類です。

問合せ先 柴田町役場税務課固定資産税班

宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目 3 番 45 号 電話 0224-55-2116（内線 156）